

第 1 回牧之原市自治基本条例推進会議の開催について

市では、牧之原市自治基本条例第 27 条の規定に基づき、条例の適切な運用や普及、見直しに関して調査や審議を行う「牧之原市自治基本条例推進会議」を設置し、下記のとおり、第 1 回会議を開催します。

記

1 日 時

平成 24 年 6 月 28 日（木） 午前 9 時～午前 11 時

2 場 所

牧之原市役所 榛原庁舎 6 階第 1 会議室

3 内 容

- (1) 委嘱状の交付、正副会長の選出
- (2) 推進会議の運営方法及び進め方について
- (3) 関連条例等整備計画骨子案について

4 出席者

推進会議委員 10 人

5 委員構成

(1) 委員構成

ア 公募による市民… 3 人

応募数 4 人（公募枠 3 人）。公募委員選考要領及び選考基準に基づき、選考委員会及び選定委員会で選定。

イ コミュニティ組織の推薦する者… 3 人

ウ 事業者… 3 人

エ 学識経験を有する者… 1 人

(2) 男女別 男：7 人、女：3 人

(3) 年代 20 代：1 人、30 代：4 人、40 代：1 人、50 代：1 人、60 代：3 人

(4) 地区別 相良地区：5 人、榛原地区：4 人、静岡市：1 人

(参考)

牧之原市自治基本条例抜粋

(牧之原市自治基本条例推進会議)

第 27 条 市長は、この条例の実効性を確保するため、牧之原市自治基本条例推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

牧之原市自治基本条例推進会議設置条例抜粋

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申するとともに、必要に応じ建議することができる。

- (1) 自治基本条例の適切な運用に関する事。
- (2) 自治基本条例の普及に関する事。
- (3) 自治基本条例の見直しに関する事。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項に関する事。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) コミュニティ組織の推薦する者
- (3) 事業者
- (4) 学識経験を有する者

自治基本条例推進会議の進め方について（検討案）

